

65歳以上で下記要件を満たす方に 補聴器費用の一部を助成します

上限30,000円

対象者

1～6の要件を全て満たしている方

- 1 市内に居住し、住民登録があること
- 2 65歳以上であること(年度内に65歳に到達する場合を含む)
- 3 **市民税所得割非課税世帯**であること(補聴器購入日時点)
- 4 **両耳の聴力レベルが40デシベル以上**であること
- 5 **耳鼻咽喉科**の医師により補聴器の**必要性**が認められていること
- 6 聴覚障害の**身体障害者手帳が交付されていないこと**

対象となる補聴器

令和7年4月1日以降に購入した補聴器本体と附属品(電池、充電器及びイヤモールド)

注意事項

- ・集音器や助聴器など、補聴器以外の機器(補聴器は医療機器です)や故障時の修理、メンテナンス費用などは助成の対象外です。
- ・耳鼻咽喉科への受診・検査費用、文書料などは自己負担となります。
- ・購入日の翌日から起算して1年以内に申請してください。
- ・助成金の交付決定日から5年を経過するまで再度の申請はできません。

問合せ先

松山市 福祉推進部 長寿福祉課 電話:089-948-6408

手続の流れ

1 市に相談する

松山市長寿福祉課までご相談ください。

助成対象の要件確認をした後に申請書兼請求書を受け取ります。

※聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、
障がい福祉課(089-948-6017)までお問合せください。

2 耳鼻咽喉科を受診する

申請書兼請求書を持参の上、耳鼻咽喉科を受診し、

補聴器の必要性が認められた場合は

申請書兼請求書の「医師の意見欄」に記入していただいでください。

3 補聴器を購入する

自分に合った補聴器を選びましょう。

補聴器の専門店では、上手に使うためのアドバイスや装用トレーニングなど、
丁寧なサポートを受けられます。

4 市に申請する

次の2点をご用意ください。申請時に要件確認を行います。

申請書兼請求書(医師の意見欄含む)

- ・記入漏れがないかご確認ください。
- ・振込先口座の情報を記入ください。

領収書の写し

購入日、購入者の氏名、購入金額、購入商品名(※)、
購入店舗名及び所在地の入ったもの

(※)メーカー・商品名を記載、またはメーカー・商品名
が分かる納品書等を別途添付

5 助成金が振り込まれる

審査後、決定通知書を送付します。

その後、1ヶ月から2ヶ月程度で、ご指定の口座にお振込みします。